

虚偽の表示と犯罪

穴沢 大輔 Anazawa Daisuke 明治学院大学法学部消費情報環境法学科教授
専門は刑法、その中でも主に財産犯罪・経済犯罪を研究。「入門経済刑法」(共著、信山社、2021年)など執筆。
消費生活アドバイザー。東京都医学総合研究所人対象研究倫理審査委員会外部委員



前回までは詐欺罪を中心に解説をしてきましたが、「人を欺く(欺罔)」行為を確実に行うために、虚偽の書面などが利用されることは少なくありません。これは、偽物を真正なものと表示することで欺いているといえます。今回は虚偽表示に対する処罰を考えてみましょう。

文書偽造の罪

事例1 Xは、自宅のパソコンで権限なしに中学校教諭一種免許状の偽物を作成し、これに教育委員会の公印を模した「教育学員会印」と刻した角印を押印して、これを学校で教頭に提出した。

「これは偽造だろう」と思われた人は多いと思いますが、これまでと同様に条文から考えることにしましょう。刑法は154条以下で「文書偽造の罪」として偽造を処罰の対象にしています。1つの条文で処罰していないことは明白ですね。

まず知っておいていただきたいのは、基本的に文書には「公文書」と社会的に重要な「私文書」の2種類があることです。**事例1**では、私人であるXが作成していますが、教員免許状を授与しているのは「教育委員会」という公の組織です。公文書とは、刑法155条によると「公務所若しくは公務員の作成すべき文書」とされており、この文書は「公文書」に該当します。

さらに、詳しくみてみましょう。まず、条文は「行使の目的」を要求します。**事例1**では学校へ提出する目的です。次に、公文書を「偽造」すれば処罰されますが、有印公文書か無印公文書かどうかで法定刑が異なります(1項と3項)。**事例1**は「有印」ですので1項の有印公文書偽造罪により処罰されます(なお、2項に「変造」と

ありますが、これは、権限なしに真正に成立した文書の本質的でない部分に変更を加えることをいいます)。

「別に私文書でも公文書でも、大事な文書を勝手に作れば1つの犯罪でよかったのではないか。2つに分ける必要があるのか」と思われたかもしれません。それに答えるには、少し細かいですが、両者の条文構造における2つの違いを知る必要があります。

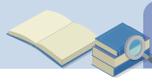
1つは、刑罰(法定刑)の違いです。有印公文書偽造は「1年以上10年以下の拘禁刑」に対し、有印私文書偽造は刑法159条1項によると「3月以上5年以下の拘禁刑」と軽く処罰されています。この違いは、公文書は一般の私文書よりも信用性が高いから、とされています(詔書はさらに重い[刑法154条])。では、もう1つの、偽造罪の性質にとって重要な違いについては、事例を変えて説明しましょう。

有形偽造と無形偽造

事例2 Xは、借金を重ねて、さらにクレジットカードを手に入れるために年収と勤務先を偽った申込書を作成して、それを信販会社に提出した。

相談員の皆さんは、借金を重ねる消費者の事案に遭遇することが多いかもしれません(消費者にそれを持ちかける者もありますが、ここでは自身で重ねた消費者とします)。では、これは偽造された申込書でしょうか。

これは私文書「偽造」とはいえません。もう少し説明しましょう。文書「偽造」とは、権限なくして他人名義の文書を作成すること(有形偽造)とされます。ここで重要なのは「権限なく」とい



うことで、**事例2**のXは、作成「権限を有して」申込書を作成しており、「偽造」とはいえませんが（無形偽造）。ですので、申込書のほかに偽った勤務先の源泉徴収票（偽物）を勝手に作成すれば、「権限なく」それを作成した私文書偽造といえます（名古屋地裁令和3年3月1日判決参照）。

これに対して、公文書については「内容虚偽」の文書を作成すると処罰されます（刑法156条）。これがもう1つの違いです。刑法学では、有形偽造が処罰され、無形偽造が原則処罰されない、といわれますが、「偽造」は私文書と公文書の両者が処罰されるが、「内容虚偽」作成は公文書しか原則処罰されない（例外は医師による虚偽診断書の作成〔刑法160条〕）、ということになります。

なお、偽造罪は、本講座でみてきた詐欺罪とは別の罪であることは意識しておいてください。**事例1・2**では別途、詐欺罪の成否が問題となり得ます。偽造罪は、詐欺罪のように個人の財産を保護しているわけではありません。経済取引は通貨や文書の信用性を前提として成り立っており、刑法はその取引の安全を保護しているとされています。つまり、詐欺罪で保護される財産とは異なる社会的な重要利益（社会的法益）を保護しています。

電磁的記録の不正作出

事例3 Xは、インターネット宿泊予約サイトAに、宿泊する意思がないのに、多数人の名義を用い、同サイトに掲載されていたBホテルなどおよそ100施設に、宿泊予約内容欄記載のとおり宿泊する旨の内容虚偽の宿泊予約を行い、その虚偽の情報を、同社管理のサーバコンピュータに送信して記録させた。

ネットでの予約は大変便利ですが、これを悪用する事件はあります。**事例3**も虚偽表示といえるでしょう。ここでは、紙の文書ではない「電磁的記録」が対象であり、刑法161条の2第1項は「人の事務処理を誤らせる目的で、その事

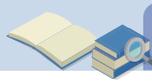
務処理の用に供する権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録」を不正に作成する行為（私電磁的記録不正作出〔以下、本罪〕）を処罰しています。この条文の書きぶりは、文書「偽造」と同様で、本条2項では「公」電磁的記録不正作出も処罰されています。この意味で、本条は文書偽造罪のデジタル版ともいえます。

事例3のXは本罪により処罰されました（京都地裁令和5年12月13日判決）。予約サイトの運営会社の事務処理を誤らせる目的で、電磁的記録（刑法7条の2）である、虚偽の予約情報が与えられたサーバコンピュータ内の記録を不正に作出し、条文に当てはまるとされたからです。

ただ、先の記述を思い出してください。「内容虚偽」については、私文書は原則処罰の対象とされていませんでした。しかし、**事例3**の判決では「内容虚偽」の宿泊予約記録（私電磁的記録）の作成が処罰されていますね。これは矛盾でしょうか。

詳しい解説は難しいのですが、ここで大事なのは、「偽造」でなく「不正作出」という文言が用いられていることです。電子の署名や印のある契約書面のような、文書に等しい電磁的記録については文書「偽造」と同じように考えてもよさそうですが、複数人により作成される記録（例えば、大学の成績記録）も本罪の電磁的記録に含まれますので、この場合には、「システムの設置・運営者の意思」に反する記録の「不正作出」が処罰されます。そうしますと、**事例3**の記録も予約システムの運営者の意思に反した作出といえるでしょう。

このように、本罪では、一定の場合（作出権限はあるが、^{らんよう}濫用する場合）には、「内容虚偽」作成も不正作出とされています（他人のクレカ情報を用いて新幹線自由席券を購入する虚偽情報を入力した事案について処罰を肯定した東京地裁令和4年9月6日判決もあります）。この意味で、本罪のほう処罰範囲がより広いとも



いえるのです。

行使・供用の処罰

ここまでは偽造や不正作出など、「作成段階」での処罰をとらえていました。ただ、取引の安全という見地からは現実にはそれらの偽物の「行使」自体も処罰の対象にすべきです。例えば、偽造された文書だと知りながら故意に、これを用いる行為も処罰の対象とされるべきで、刑法158条は偽造公文書「行使」を、刑法161条は偽造私文書「行使」を処罰対象としています(以下、まとめて行使罪)。不正作出された電磁的記録についても、それと知りながら他人のコンピュータで使用し得る状態に置く「供用」が処罰されています(刑法161条の2第3項)。

複雑な話ですのでまとめておきます。例えば、Xが運転免許証を偽造して銀行口座を開設したとしましょう。運転免許証の発行主体は都道府県公安委員会であり、その印もあると評価できますので免許証は有印公文書です。これを偽造したので有印公文書偽造罪が成立し、銀行に提出したので同行使罪が成立し、それにより銀行員を欺いて通帳などの交付を受ければ詐欺罪が成立(最高裁平成19年7月17日判決参照)することになります(罪数処理は、通常、^{けんれんはん}牽連犯^{*}1として1つの罪により処理[科刑上一罪。刑法54条後段])。

不正競争防止法により 処罰された事例

事例4 食肉会社の代表取締役であったXが、牛肉に豚肉等の他の畜肉を加えるなどして製造した挽肉^{ひき}等を梱包した段ボール箱に、牛肉のみを原料とするかのようなシールを貼り付けるなどして取引業者に引き渡した。

食品偽装は、そこに記載された表示と真実で

ある中身とが一致しておらず、消費者被害といえます。これも虚偽表示行為の1つでしょう。実際にあった**事例4**の事案でXは処罰されましたが、どのように処罰されたのでしょうか。

これまでの本講座を読まれた人は、取引の重要な部分について取引業者をだまして錯誤に陥らせ、代金を交付させたのだから詐欺罪が成立すると思われたでしょう。実際の判決(札幌地裁平成20年3月19日判決:いわゆるミートホープ事件判決)でも、その成立は認められました。

ただ、ここで考えていただきたいのは、この表示自体が犯罪行為なのか、ということです。先の「偽造」の理解から考えますと、この表示は「内容虚偽」といえそうで処罰が控えられることになりそうですが、知っていただきたい法律が別にあります。それは不正競争防止法(以下、不競法)です。

札幌地裁はこの不競法違反としてXを処罰しました。現在の不競法21条2項5号は「その商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量又はその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような虚偽の表示をした者」を5年以下の拘禁刑(罰金もあり得る)により処罰しています。このように誤認^ひを惹き起こす行為は、企業間の競争という観点から、処罰の対象にされており、現に執行されているのです。

こうした表示の処罰はほかにもありますので、拙(共)著^{*}2を参考にしてください。

次回は恐喝や脅迫について解説する予定です。

*1 犯罪の手段若しくは結果である行為が他の罪名に触れる場合

*2 穴沢大輔・長井長信『入門経済刑法』(信山社、2021年)